

平成31年2月8日開催
調 査

総務教育常任委員会資料

- 調査事件9 岩部地区交流センター管理条例の制定について
(その他所管に関する事項について)

企 画 課

調査事件 9

岩部地区交流センター管理条例の制定について (その他所管に関する事項について)

1 条例制定の目的について

岩部地区交流センターは、岩部地区の潜在的な地域資源を活用し、地域間交流を促進するとともに、町民の交流、文化及び福祉の向上を図るため設置するものであり、その施設の効率的かつ適正な管理運営を図ることを目的に条例を制定するものであります。

2 施設の概要について

名 称	岩部地区交流センター
位 置	福島町字岩部 6 5 番地 1
構 造	木造平屋建て 延床面積 47.20㎡
施設構成	集会室及び調理室

3 管理方法について

施設については、町が主体的に管理することとなりますが、平成31年度以降、岩部地区周辺の自然を活用した観光振興事業を展開するうえでの交流拠点としての位置づけを考慮し、一般社団法人福島町まちづくり工房に管理を委託することを想定しています。なお、町内会館の機能や、災害発生時等における地域の避難所機能も併せ持つ施設であるため、施設の利用に不都合が生じないよう、岩部町内会と十分な連携・調整を図ってまいります。

4 制定する条例の内容について

- (1) 第1条は、条例制定の趣旨を規定しています。
- (2) 第2条は、施設の名称及び位置を規定しています。
- (3) 第3条は、管理及び運営方法について規定しています。
- (4) 第4条は、使用の許可等について規定しています。
- (5) 第5条は、使用の制限について規定しています。
- (6) 第6条は、使用の許可の取消し等について規定しています。
- (7) 第7条は、使用料について規定しています。なお、公益上必要と認めるときは使用料を減免することができることとしています。
- (8) 第8条は、使用料の返還について規定しています。
- (9) 第9条は、賠償の義務を規定しています。
- (10) 第10条は、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定しています。

5 施行期日について

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

6 平成31年度新年度予算について

岩部地区交流センターの適正な管理運営を図るため、管理運営費として次のとおり予算要求しています。

(単位：千円)

区 分	平成31年度 予算要求額	内 容
11 需用費	283	
01 消耗品費	50	消耗品一般
06 燃料費	41	灯油代：41,000円(400ℓ)
09 光熱水費	192	電気料：5,000円×12ヵ月 水道料：6,000円×12ヵ月 ガス代：5,000円×12ヵ月
12 役務費	131	
01 通信運搬費	121	月額7,580円(税抜)＋初期工事費
11 各種手数料	10	汲取料 (@10,000円×1回)
13 委託料	332	
37 施設管理委託料	332	委託料 (管理及び清掃、除雪作業)
14 使用料及び賃借料	15	
03 テレビ受信料	15	
18 備品購入費	100	
04 管理用備品購入費	100	管理用備品購入費
合 計	861	

岩部地区交流センター管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、岩部地区の潜在的な地域資源を活用し、地域間交流を促進するとともに、町民の交流、文化及び福祉の向上を図るため設置する岩部地区交流センター（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 施設の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 岩部地区交流センター

位置 福島町字岩部 65 番地 1

（管理運営）

第3条 町長は、施設を管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運営を行うものとする。ただし、町長が必要と認めたときは、その業務を委託することができる。

（使用の許可等）

第4条 施設を使用しようとする者は、別に定める手続きにより、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

（使用の制限）

第5条 町長は、施設の使用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき
- (2) 建物、附属設備及び備付物品を破損、汚損又は滅失する恐れがあるとき
- (3) その他管理運営上支障があると認めるとき

（使用の許可の取消し等）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は変更し、若しくは停止することができる。この場合において、使用の許可を受けた者に損害が生じた場合にあっても、町長はその責を負わないものとする。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき
- (2) 使用の目的に違反したとき
- (3) 前条各号の規定に該当する理由が生じたとき

（使用料の納付）

第7条 使用者は、別表に定める使用料を支払わなければならない。

2 町長は、公用その他公益上必要と認める事業に使用する場合は、前項の使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第8条 すでに納付された使用料は還付しないものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（賠償）

第9条 使用者が、使用により建物又は附属する物件を破損し、又は滅失したときは、町長の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。

(規則への委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

岩部地区交流センター使用料

区 分		使用料	備 考
全 館	半日間使用	500円	4時間未満の使用の場合
	1日間使用	1,000円	4時間以上の使用の場合

- 1 営利を目的とする使用の場合は、本表の2倍の額とする。
- 2 福島町内の町内会が使用する場合は、公益上の使用とし使用料を免除する。

岩部地区交流センター管理条例施行規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、岩部地区交流センター条例(平成30年福島町条例第 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（開館時間）

第2条 岩部地区交流センター(以下「施設」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

（使用の申し込み）

第3条 条例第4条の規定により施設を使用しようとする者は、岩部地区交流センター使用許可申請書(別記第1号様式)を町長に提出しなければならない。

（使用の許可）

第4条 町長は、前条の規定による申請を許可する場合は、岩部地区交流センター使用許可書(別記第2号様式)を交付するものとする。

（使用料の納付）

第5条 条例第7条の規定により使用料が生ずる使用者は、前条の許可を得たときはすみやかに使用料を納付しなければならない。

（使用の変更等）

第6条 使用者が、許可の内容を変更し、若しくは使用の取り消しをしようとするときは、すみやかに町長に届け出なければならない

（使用料の減免）

第7条 条例第7条第2項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、岩部地区交流センター使用料減免申請書(別記第3号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用料の減免を承認し、または承認しないときは、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

（使用料の還付）

第8条 条例第8条に規定する特別の事情とは次の場合をいい、還付する使用料は当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責に帰することができない原因により使用できなくなったとき 全額還付
- (2) 使用日の10日前までに使用の取り消しを届け出て、その理由が認められたとき 全額還付
- (3) 使用日の5日前までに使用の取り消しを届け出て、その理由が認められたとき 使用料の5割の額を還付

（使用者の厳守事項）

第9条 使用者は、条例に定めるほか、次の各号に掲げる事項及び町長の指示する事項を守らなければならない。

- (1) 施設を許可なく改造しないこと
- (2) 施設・敷地内で、許可なく看板・ポスター等の掲示をしないこと
- (3) 所定の場所以外では、火気を使用しないこと

(4) 施設の清潔を保ち、整理整頓に努めること
(使用後の整備等)

第10条 使用者は、使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたとき又は使用が終わったときは、直ちに使用場所を原状に復して町長に引き継がなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、町長がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

岩部地区交流センター使用許可申請書

年 月 日

福島町長 様

住所
氏名

㊞

次のとおり岩部地区交流センターの使用を許可されたく申請します。

使用の目的					
使用日程等	自 至	年 年	月 月	日 日	日間 時から 時まで
使用予定 人数	人	使用責任者		会場整理員	人
参考事項					

別記第2号様式（第4条関係）

岩部地区交流センター使用許可書

上記使用について許可する。

条件

使用料金 円

年 月 日

福島町長

別記第3号様式（第7条関係）

岩部地区交流センター使用料減免申請書

年 月 日

福島町長 様

住所
氏名

印

次のとおり岩部地区交流センター使用料の減免を申請します。

個人又は 団体名	
理由	
減免の別	減額 免除
減額・免除の 使用料額	
参考事項	